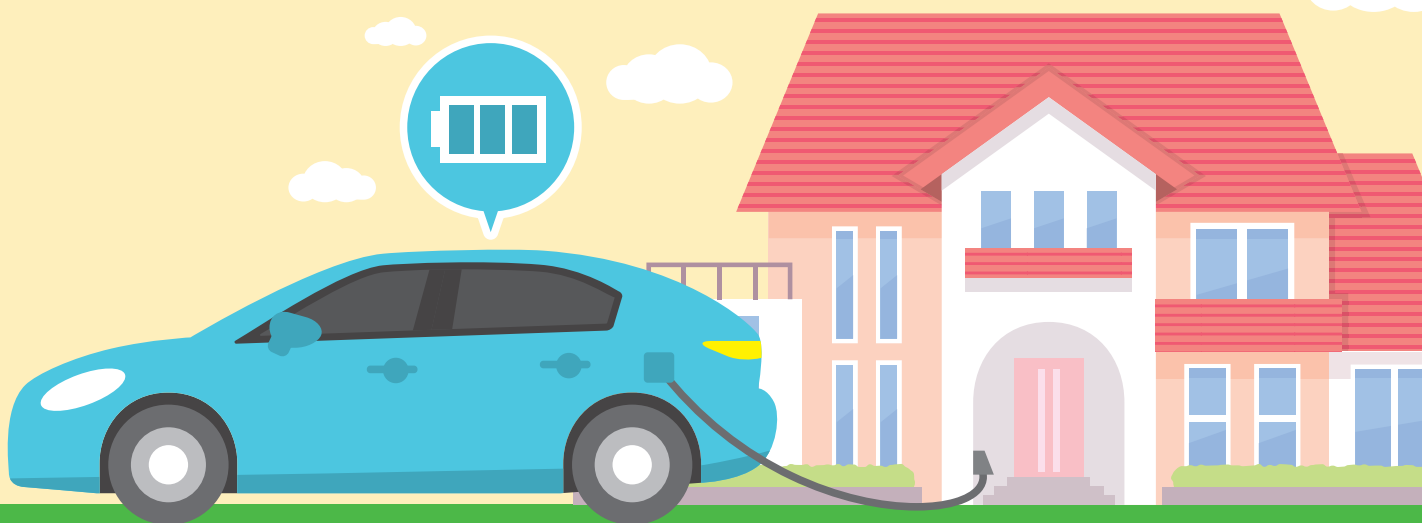


# 戸建住宅向け 充電設備 普及促進事業

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて  
充電設備の導入を支援します。



## 事業期間

令和4年度から令和9年度

(年度ごとに受付期間を設けます。)

## 概要

東京都内の戸建住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

## 助成対象者

東京都内の既存戸建住宅に設置する充電設備の所有者(個人及びリース会社)

【お問い合わせ先】

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

TEL : 03-6659-3455

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/home-evcharge-R6>

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く。)9:00～17:00(12:00～13:00を除く。)



クール・ネット東京



## 助成制度内容

### 助成対象 設備・要件

- ①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。
- ②東京都内の既存戸建住宅に設置すること(新築不可)。
- ③経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ④新品であること。

### 助成対象 経費・助成額

| 助成対象機器  | 助成対象経費 | 助成額                 |
|---|--------|---------------------|
| 通信機能付き充電設備  | 設備購入費  | 上限 <b>30</b> 万円 / 基 |
| 上記以外の充電設備<br><small>※太陽光発電システムの設置または再生可能エネルギー100%の電力契約を行っていること。</small> | 設備購入費  | <b>2.5</b> 万円 / 基   |
|   | 設置工事費  |                     |

※助成額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。

### 申請について

- 工事完了後に交付申請  
※交付申請は原則として「オンライン申請」となります。  
※通信機能付き充電設備は令和6年4月1日以降に設置したものが助成対象になります。  
※通信機能付き充電設備以外の設備は令和5年4月1日以降に設置したものが助成対象になります。

### 自宅が集合住宅(マンション等)の場合は

「充電設備普及促進事業(集合住宅向け)」がご利用いただけます。

#### 助成対象者

東京都内の集合住宅に住民用として設置する充電設備の所有者  
(法人、個人、法人格のないマンション管理組合及びリース事業者)

#### 助成対象設備

- 充電用コンセントスタンド ●充電用コンセント
- V2H充放電設備 ●超急速・急速・普通充電設備

#### 事業期間

令和5年度から令和9年度(年度ごとに受付期間を設けます。)

詳細はこちら

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>

